

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
長吉高等学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="433 625 1219 814"> <thead> <tr> <th data-bbox="433 625 528 737">職員</th> <th data-bbox="528 625 676 737">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="676 625 943 737">ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th data-bbox="943 625 1219 737">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="433 737 528 814">A</td> <td data-bbox="528 737 676 814">令和3年7月30日</td> <td data-bbox="676 737 943 814">午前10時00分から午前11時30分まで</td> <td data-bbox="943 737 1219 814">午前10時00分から午後4時50分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年7月30日	午前10時00分から午前11時30分まで	午前10時00分から午後4時50分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>-----</p> <p><b>【地方公務員法】</b> (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する規則】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p><b>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※</b> 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間)</p> <p>※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p>	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>検出事項の原因は、申請者が新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。</p> <p>再発防止策として、関係職員に対し、サービスに係る申請を適正に行うよう周知徹底をするとともに、直接監督責任者がサービスに係る申請の承認を行う際には、その要件の確認を確実にすることにより、チェック体制を強化した。</p>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間								
A	令和3年7月30日	午前10時00分から午前11時30分まで	午前10時00分から午後4時50分まで								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月31日)